



稲敷市社宅整備促進補助金制度で

最大 200 万円を助成！！

【内容】

市内に従業員の居住を目的とした住居を新たに取得した法人に、補助金を交付します。

補助金の額は下記表のとおりとなり、居住する従業員の数に応じて、最大 200 万円が交付されます。

種別	補助金の額
社宅に居住する従業員が 1～4 人の場合	50 万円
〃 5～9 人の場合	100 万円
〃 10～19 人の場合	150 万円
〃 20 人以上の場合	200 万円

※ 社宅とは、事業者が従業員の居住を目的として貸与するため、市内において新築、増築又は改修及び賃借（以下「所有」という。）した建物をいう。

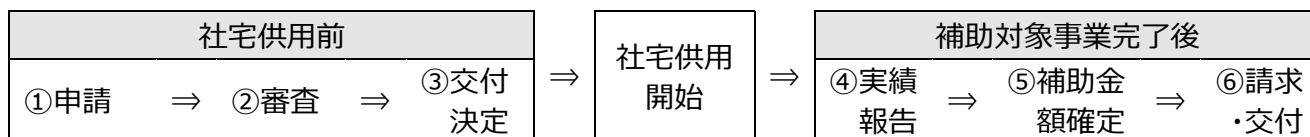
※ 従業員とは、事業者に雇用（労働基準法第 21 条各号に規定する者を除く）されている者をいう。

【要件】

- (1) 法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- (2) 交付申請時に稲敷市において納付すべき地方税の滞納がないこと。
- (3) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始申し立てがなされていないこと。
- (4) 稲敷市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

【流れ】

社宅を供用開始する前に申請が必要です。交付決定を受けたあとに社宅を供用開始し、その後に実績報告を提出して、補助金の額が確定し交付となります。



お問い合わせや申請は、
稲敷市政策調整部政策企画課人口減少対策室へ！！
TEL 029-892-2000（代）

【提出書類】

交付申請時

- (1) 稲敷市社宅整備促進補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 要件確認調査同意書（様式第 2 号）
- (4) 所有しようとする社宅の位置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

実績報告時

- (1) 稲敷市社宅整備促進補助金実績報告書（様式第 10 号）
- (2) 社宅を新築、増築及び改修する場合は、建物登記簿の全部事項証明書（発行日から 1 箇月以内のもの）
- (3) 社宅を賃借する場合は、賃貸借契約の内容及び社宅として利用する目的で賃借することが確認できる書類（賃貸借契約書等の写し）
- (4) 社宅に居住する従業員の雇用及び住民登録に関する調書（様式第 11 号）及び賃金台帳、労働者名簿等従業員を証する書類
- (5) 社宅に居住する従業員の住民票の写し（発行日から 3 箇月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類